

男女いきいき蒲郡

# 「暴力のない社会」を目指して

平成17年に行われた全国の「男女間における暴力に関する調査」で、女性の26・7%、男性の13・8%が「身体に対する暴行を受けたことがある」と回答しています。  
今号では、配偶者(事実婚や別居を含む)や恋人など親密な関係にある、またあった人から受ける暴力(DVドメスティック・バイオレンス)についてお知らせします。

企画広報課 ☎66♦1162

## DVの種類と範囲

配偶者などから受ける暴力は、殴る、けるなどの身体的暴力だけではなくありません。無視したり相手を責める精神的暴力、「誰に食わせてもらってるんだ」という発言や、生活費を渡さない経済的暴力、そして皮肉やいやみを言ったり、どなったりする言葉の暴力から嫌がっているのに性的な行為を強要する性的暴力もDVに含まれます。

## DVの背景にあるもの

DVは、主に男性から受ける女性の被害が大半です。その背景には、「男は仕事、女は家庭」という概念や女性は男性に従うものという社会的・文化的につくられた性差(性別役割分業の意識)など、男性優位の考えがあると思われる。また、経済的自立が困難であるために配偶者と別れられないケースもあります。  
犯罪行為となるDVは重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会実現の妨げになっています。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

## DV防止法の制定

このような状況を改善して、人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るために、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が平成13年に制定されました。これは、裁判所がDVの加害者に対して、被害者を保護するため一定の命令をすることができるとする法律です。これにより被害者の身辺へのつきまと

いなどを6カ月間禁止する「接近禁止命令」や、住居からの2カ月間の退去、住居付近の徘徊を禁止する「退去命令」などを行うことができます。  
またDVを防止するためには、周りの人たちの理解と援助がとても重要です。もし身近で暴力を受けていると相談された場合には、すぐ専門機関に相談することをすすめてください。

## だれかに相談して！

配偶者から暴力を受けた時、「私が悪いから」と自分を責めることはありません。どんな状況でも、暴力を振るう者が悪いのです。

下記の相談窓口では、専門員が親身になってあなたの相談に対応します。相談は無料、秘密は厳守します。

- 電話相談 (県女性相談センター)
  - ☎ 052♦913♦3300
  - 月～金曜日 午前9時～午後9時
- ストーカー 110番 (県警察本部)
  - ☎ 052♦961♦0888
  - ※ DVに関する相談を含む。24時間受け付け。
- 弁護士によるDV専門電話相談 (ウィルあいち)
  - ☎ 052♦962♦2568
  - 第1週：水曜日 その他の週：土曜日
  - 午後2時～3時30分
- 女性の悩みごと相談 (市役所 家庭児童相談室)
  - ☎ 66♦1213
  - 第2・4金曜日 午前10時～午後3時